

今は昔。1984年頃、高度管理社会を描いたジョージ・オーウェルの未来小説『1984年』が話題となった。その管理社会では言葉が制限されていたというのが特に印象に残っている。

言葉の問題は小さくない。日常でも言葉の使い方によって、人は傷つけられる。魅力ある宣伝文句によって、商品の売上は倍増する。法律は権力を背景に言葉を規制する。

最近の農薬取締法改正で「特定農薬」という言葉が作られ、先ず、重曹と食酢、そして地場で息する天敵(昆虫・クモ)が指定された。「昆虫・クモが農薬?」と思うのが率直な思いではないか。今回は指定されなかったが、アイガモや雑草抑制シートなども検討の対象となり、今後指定される可能性は大きい。アイガモが特定農薬に指定されれば、アイガモ農法を「無農薬」とは言いにくい。

法改正の主旨の良否以前に、言葉がその日常的な意味とかけ離れて定義されることに大きな問題がある。《農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課 農薬対策室》のHP「農薬コーナー」では「この制度の趣旨を分かりやすくするために、特定農薬を『特定防除資材』と呼ぶことにしました」とある。法文上も「特定防除資材」と定義してあれば問題ないのである。

本当に良い社会とは法律が少ない社会である。問題が発生する度に、そうした法律、つまり規制が増えているのが現代である。人がいよいよ信頼できなくなっているということである。農薬取締法改正も昨年、無登録農薬が広範に使われていたのがきっか

けであった。

1984年頃、上智大学の大学祭で産直運動の先達からお話をうかがった。「顔の見える関係」が食の安全を担保するのだと。

時が流れ、そうした信頼関係に担保された「無農薬」「有機」ではなく、単に「無農薬」「有機」という言葉が一人歩きした。そして、宣伝文句となり、偽りが横行したわけである。その結果、JAS法に有機認証の制度ができ、「有機」は強制力をもって定義された。

日本有機農業研究会のHPには「本会是最も早い時点で『有機農産物』の定義について示しましたが、その際に定義を敷衍した生産(栽培)基準については、『生産者相互、あるいは生産者と消費者間相互の交流を通じて定義が指向する目標に向かってさらに努力すること』としました」とある。有機農業とともに「有機」という言葉も育てられていたわけである。

「有機」という偽表示は減るだろうが、かなり厳格な認証の為の経済的労力的負担は農家にとって大きい筈である。そしてそれは当然、価格に反映される。経済的弱者は更にマトモな食から遠ざけられる。

「顔の見える」関係を通して、季節や天候に左右される農業の本来的なあり方に対する理解を消費者に深めてさせていた「有機」は、単なる高級ブランドとなった。社会の情報化という抗されるべき流れに従って、単なる情報におとしめられたのである。

民が言葉を創造することが民主主義である。言葉に振り回されることは愚民に成り下がることである。(2003年10月霜降)

(幼稚園児の歌より)
けんかはだめつて
いえるゆうき
ゆうきゆうき
いろいろゆうきが
あるよ